

4 那覇特別支援学校 いじめ防止基本方針

平成26年1月29日策定

平成27年9月16日改訂

令和7年12月17日改正

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 平成25年施行）

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。（沖縄県いじめ防止基本方針 平成26年9月30日 最終改正 令和5年4月3日）

上記の考え方のもと、本校では全ての児童生徒・教職員が「いじめは、絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるもの」という基本認識に立ち、全ての児童生徒が、いじめのない心豊かで、安心安全な学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」策定した。

2 いじめ防止のための基本姿勢

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- (5) いじめが解決された後も、学校と家庭と関係機関が協力して、事後指導にあたる。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
 - ① 「いじめは、絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるもの」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童生徒の様子を見守り日

常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

- ②様子がおかしいと感じた児童生徒がいる場合には学部や教育相談等の場において気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童生徒を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、支援部や生徒指導部等と連携して当該児童生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④「学校生活に関するアンケート」等を適宜実施し、児童生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには家庭や関係機関との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

- ①小学部・中学部・高等部の各学部の学習グループ会。
月1回各学習グループの職員で問題傾向を有する児童生徒について、必要に応じ現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。
- ②小学部・中学部・高等部の各学部の学部職朝及び学部会。
必要に応じて学部職朝や学部会で情報提供や問題提起を行う。
- ③必要に応じて教育相談係、又は生活指導係へ相談を行う。
- ④必要に応じて特別支援教育コーディネーター、支援部、生徒指導部、又は養護教諭、そして管理者へ相談を行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ①緊急な児童生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急の教育支援委員会（ケース会議を含む）又は生徒指導部会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。校長、教頭、部主事、特別支援教育コーディネーター、支援部主任、生徒指導部主任、南部療育医療センター所属の支援コーディネーター、沖縄県児童相談所、那覇警察署等、必要に応じて、家庭、地域、関係機関と連携した組織を立ち上げ対処に携わる。

②いじめの重大事態が発生したときは（２）①の組織を母体としつつ当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応する。その際には、県教育委員会に助言や指導を仰ぎながら「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」等を参考にし、遺漏なく対応する。

※いじめの重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、児童生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと判断できないことに留意する。

重大事態の判断については、学校の設置者と学校が協議し、設置者が判断する。設置者においては、重大事態を看過することがないよう留意する。

③原則として年1回、いじめ防止対策委員会に、外部有識者を招聘し、より専門的な意見、助言等をもらうよう努める。

※根拠となる法律・方針等

- ・いじめ防止対策推進法 平成25年9月28日施行
- ・いじめ防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日 文部科学省決定（最終改定 平成29年3月14日）
- ・沖縄県いじめ防止基本方針 平成26年9月30日 沖縄県（最終改定 令和5年4月3日）
- ・生徒指導提要 令和4年12月 文部科学省